

日向東臼杵広域連合一般廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書（案）

花水流区、仮迫区、耳川漁業協同組合、美郷町（以下「甲」という。）と日向東臼杵広域連合（以下「乙」という。）は、乙が美郷町西郷田代地内に設置する日向東臼杵広域連合一般廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の周辺地域の環境保全及び周辺住民の生活環境の保全に関し、次のとおり公害防止協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、処分場近接地区の良好な環境の保全を図り、処理業務に伴い公害が生じることを未然に防止するとともに、地域の生活環境を保全し、甲、乙間の理解を深め、協調・信頼関係を強化するために必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本協定において「処分場」とは、埋立地、遮水・集排水設備、浸出水処理施設、場内道路、防災調整池、ガス抜き設備、管理に係る施設、観測井等及びこれに付随する一切の施設をいう。

（基本的事項）

第3条 乙は、廃棄物を適正に処理し、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等を防止するため、信義則に従い誠実に本協定を履行するものとする。

2 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「省令」という。）等の関係法令を遵守するものとする。

3 乙は、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準が達成・維持されるよう努めるとともに、処分場を起因とする公害及び災害の発生を未然に防止するため、廃掃法に基づき廃棄物処理施設事故対応マニュアルの策定を行い、適切な措置を講じるものとする。

4 乙は、処分場の整備中及び稼働中、埋立終了後を問わず、処分場を起因とする公害又は災害が発生したときは、自己の責任において万全の措置を講じるものとする。

（廃棄物の種類）

第4条 乙が埋立処分する廃棄物は、別表1（受入基準）に適合する一般廃棄物とする。

2 受け入れる廃棄物は、日向東臼杵広域連合管内で排出される一般廃棄物を基本とする。

（維持管理）

第5条 乙は、処分場の整備及び維持管理にあたって、法令に定める基準を遵守し、別表2（モニタリング計画）に示す検査を行うものとする。

2 乙は、別表5から別表9に定める項目について自主測定を行い、その費用を負担す

る。

- 3 甲又はその指定する者は、事前通知の上、当該測定に立ち会うことができる。
- 4 測定は第三者試験機関に委託するものとする。
- 5 自主測定は、管理目標を超過せず、かつ上昇傾向を示さないとき供用開始後 2 年間とする。その後の継続については、甲乙協議して定める。

(環境保全基準の遵守)

第6条 乙は、周辺環境の保全のため、次に掲げる基準を遵守するものとする。

- (1) 地下水水質：別表 3
 - (2) 放流水水質：別表 4
 - (3) 河川水（自主測定）：別表 5
 - (4) 粉じん（自主測定）：別表 6
 - (5) 悪臭（自主測定）：別表 7
 - (6) 騒音（自主測定）：別表 8
 - (7) 振動（自主測定）：別表 9
- 2 上記基準又は管理目標値を超過した場合は、第 15 条（緊急時の措置）に基づき、速やかに必要な措置を講じるものとする。

(廃止後管理)

- 第7条 乙は、埋立終了後も廃掃法の規定に従い、処分場が最終処分場の廃止基準を満足し廃止されるまでの間、適切に維持管理を行うものとする。
- 2 乙は、処分場の跡地利用について甲と協議し、有効に利活用を図るものとする。
 - 3 乙は、廃止計画を事前に甲と協議し、廃止届出の少なくとも 6 月前までに甲に提示する。廃止後の維持管理は、法令に定める期間又は協定基準を満たすことが継続的に確認されるまで実施する。

(交通安全対策)

第8条 乙は、次のとおり交通安全対策を講ずる。

- (1) 運搬車両の受入時間は平日 8 時 30 分～17 時とする。
- (2) 1 日あたりの最大搬入台数は 10 台とする。
- (3) 通行経路は、原則として国道 327 号から町道小川吐・尾沢線とする。
- (4) 場外待機・路上荷下ろしを禁止し、当該違反があった場合は直ちに是正し、甲に報告する。
- (5) 速度は制限速度を遵守する。

(教育・指導)

第9条 乙は、従業員及び処分場の整備・運営等に係る委託先に対し、法令及び本協定の遵守に関する教育・指導を定期に実施する。

(立入)

第10条 甲は、本協定の施行に際し必要と認めた場合は、乙に通告し、乙の立会いのもと処分場内に立入ることができるものとする。

2 乙は、甲から本協定に基づく報告資料の閲覧、廃棄物その他の試料の採取又は提供について要求があった場合は、これに応じるものとする。

3 甲は、立入等により知り得た乙の操業上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(情報公開)

第11条 乙は、維持管理状況及び検査結果について、ホームページにより公開する。また、乙の事務所において閲覧に供する。

2 測定結果の原データは、処分場廃止の日から5年間保存し、公開するものとする。

(協議会)

第12条 乙は、本協定を円滑に推進し、住民の意見を反映させるため、甲・乙で構成する「処分場連絡協議会」(以下「協議会」という。)を設置し、年1回以上開催する。

2 協議会は原則公開とし、議事録をホームページ等で公開する。

3 第1項の規定にかかわらず、協議会から乙に協議の要求があったときは、乙は誠実に対応し、協議を行うものとする。

4 本協定に定めのない事項、解釈に疑義が生じた事項、又は協定を変更しようとするときは、甲乙がその都度協議して定める。

(苦情への対応)

第13条 乙は、甲又は周辺住民から苦情があったときは、誠意をもってこれに対応するものとする。

(処分場の機能回復)

第14条 乙は、施設設備に不具合が生じ、又は行政庁から改善指導を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、直ちに機能を回復する措置を講じなければならない。

(緊急時の措置)

第15条 乙は、処分場に起因して環境保全上の支障が生じ、又はそのおそれがある事故等が発生した場合には、直ちに一般廃棄物の受入を停止し、適切な措置を講じるとともに、当該事故等の状況を甲に報告しなければならない。

2 一般廃棄物の受入再開にあたっては、乙は原因究明、再発防止策を講じた上で、対応結果を甲に報告するものとする。

(補償)

第16条 乙は、処分場の操業に起因して周辺住民の身体又は財産に損害を与えたときは、その損害を補償するものとする。ただし、天災地変、第三者の行為その他乙の責に帰すことができない事由、又は受忍限度内のものについてはこの限りでない。

(協定違反時の措置)

第17条 乙が本協定に違反したときは、甲は改善措置の実施及び報告を求め、必要に応じ違反状態が解消されるまでの一般廃棄物の受入停止を求めることができる。

(変更の通知)

第18条 乙は、受入廃棄物の種類、処理方法、設備、埋立期間等の重要な変更を行おうとするときは、事前に甲と協議しなければならない。

(承継)

第19条 乙が処分場の操業を第三者に委託し、又は地位を承継させる場合は、甲の事前同意を得るものとする。この場合、乙は継承者に対し、本協定の義務を遵守させなければならない。

(有効期間)

第20条 この協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 前項に規定する有効期間が満了する日の1月前までに、甲乙いずれからも書面による解約又は変更の申し出がないときは、この協定はさらに〇年間継続されるものとし、以後も同様とする。

3 本協定の終了後も、第7条(廃止後管理)、第10条第3項(守秘義務部分)、第11条(情報公開)、第15条(緊急時の措置)、第16条(補償)及び本条第3項は効力を有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 花水流区

代表者 〇〇 〇〇

仮迫区

代表者 〇〇 〇〇

耳川漁業協同組合

組合長 〇〇 〇〇

美郷町

美郷町長 〇〇 〇〇

乙 日向東臼杵広域連合

広域連合長 西村 賢

別表 1 一般廃棄物受入基準

項目	受入基準	根拠法令
焼却灰		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 2 項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条
不燃系処理残渣		
一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設からの汚泥		
土砂・がれき類	・事業活動に伴わない物。 ・下水処理場及びし尿施設からの沈砂で洗浄し、含水率 85 % 以下にした物 ・住民が実施する側溝清掃土砂で悪臭がなく泥状でない物	

※特別管理一般廃棄物を除く。

別表2 モニタリング計画

項目	頻度	内容	基準値	モニタリング位置	根拠
地下水	1回／月	電気伝導度	別表3	地下水モニタリング井戸 (上下流2地点)	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の 最終処分場に係る技術上の基準を定める命 令
		塩化物イオン濃度			
	1回／年	地下水等検査項 ※		地下水モニタリング井戸 (上下流2地点)	
浸出水（放流水）	1回／月	pH、BOD、COD、SS、T-N	別表4	浸出水処理施設 (モニタリング槽)	自主モニタリング
	1回／年	排水規準（健康項目、生活環境 項目）、ダイオキシン類			
	常時	pH、電気伝導度			
粉じん	1回／6か月	粉じん		埋立地内	粉じん作業環境測定基準
ガス	常時	メタン、水素、二酸化炭素		埋立地内	労働安全衛生規則
		硫化水素			作業環境評価基準
		一酸化炭素			許容濃度等の勧告（2023年度）
		酸素			酸素欠乏症等予防規則
温度	常時	暑さ指数		埋立地内	職場における熱中症予防基本対策要綱
河川水	1回／年	一般項目	別表5	小川吐より下流の 大内原ダム内	自主モニタリング（水質汚濁防止法）、 供用開始後最低2年間
粉じん	1回／年	粉じん	別表6	敷地境界	自主モニタリング（大気汚染防止法）、 供用開始後最低2年間
悪臭	1回／年	特定悪臭物質、臭気強度	別表7	敷地境界	自主モニタリング（悪臭防止法）、 供用開始後最低2年間
騒音	1回／年	騒音	別表8	敷地境界	自主モニタリング（騒音規制法）、 供用開始後最低2年間
振動	1回／年	振動	別表9	敷地境界	自主モニタリング（振動規制法）、 供用開始後最低2年間

別表3 地下水水質の基準値

項目	基準値※	測定頻度
カドミウム	0.003mg/L以下	年1回
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.02mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
クロロエチレン	0.002mg/L以下	
1, 2—ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
1, 1—ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
1, 2—ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1, 1, 1—トリクロロエタン	1mg/L以下	
1, 1, 2—トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
1, 3—ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふっ素	0.8mg/L以下	
ほう素	1mg/L以下	
1, 4—ジオキサン	0.05mg/L以下	
電気伝導率	—	月1回
塩化物イオン濃度	—	

※地下水の水質汚濁に係る基準値

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

ただし、ダイキシン類については、「ダイキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」

別表 4 放流水水質の排出基準値

項目	基準値※	測定頻度	備考
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下	月1回	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	10mg/L以下		自主基準、基準値は60mg/L以下
化学的酸素要求量 (COD)	20mg/L以下		自主基準、基準値は90mg/L以下
浮遊物質 (SS)	10mg/L以下		自主基準、基準値は60mg/L以下
窒素含有量 (T-N)	60mg/L以下		自主基準、基準値は120mg/L以下、日平均60mg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	年1回	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下		
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下		
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下		
有機りん化合物	1mg/L以下		
六価クロム化合物	0.2mg/L以下		
砒素及びその化合物	0.1mg/L以下		
シアン化合物	1mg/L以下		
ポリ塩化ビフェニル	0.03mg/L以下		
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下		
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下		
ジクロロメタン	0.2mg/L以下		
四塩化炭素	0.02mg/L以下		
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下		
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下		
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下		
チウラム	0.06mg/L以下		
シマジン	0.03mg/L以下		
チオベンカルブ	0.2mg/L以下		
ベンゼン	0.1mg/L以下		
セレン及びその化合物	0.1mg/L以下		
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下		
ほう素及びその化合物	50mg/L以下		
ふっ素及びその化合物	15mg/L以下		
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L以下		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L以下		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L以下		
フェノール類含有量	5mg/L以下		
銅含有量	3mg/L以下		
亜鉛含有量	2mg/L以下		
溶解性鉄含有量	10mg/L以下		
溶解性マンガン含有量	10mg/L以下		
クロム含有量	2mg/L以下		
大腸菌数	日平均800CFU/mL以下		
燐含有量	16mg/L以下 日平均8mg/L以下		
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下		

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令。ただし、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」

別表5 河川水（自主モニタリング）

項目	基準値※	測定頻度
水素イオン濃度（pH）	6.5以上8.5以下	年1回
生物化学的酸素要求量（BOD）	2mg/L以下	
浮遊物質（SS）	25mg/L以下	
溶存酸素量（DO）	7.5mg/L以下	
大腸菌数	300CFU/100mL以下	

※環境基本法（平成5年法律第91号）第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準。河川A類型

別表6 粉じん（自主モニタリング）

項目	基準値※	測定頻度
粉じん	0.15mg/m ³ 以下	年1回

※粉じん量に環境基準値は存在しないため、基準値は「建築物衛生法」における「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」

別表7 悪臭（自主モニタリング）

項目	基準値※	測定頻度
アンモニア	1ppm以下	年1回
メチルメルカプタン	0.002ppm以下	
硫化水素	0.02ppm以下	
硫化メチル	0.01ppm以下	
二硫化メチル	0.009ppm以下	
トリメチルアミン	0.005ppm以下	
アセトアルデヒド	0.05ppm以下	
プロピオンアルデヒド	0.05ppm以下	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm以下	
イソブチルアルデヒド	0.02ppm以下	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm以下	
イソバレルアルデヒド	0.003ppm以下	
スチレン	0.4ppm以下	
プロピオン酸	0.03ppm以下	
ノルマル酪酸	0.001ppm以下	
ノルマル吉草酸	0.0009ppm以下	
イソ吉草酸	0.001ppm以下	
トルエン	10ppm以下	
キシレン	1ppm以下	
酢酸エチル	3ppm以下	
メチルイソブチルケトン	1ppm以下	
イソブタノール	0.9ppm以下	

※悪臭物質の規制（敷地境界線）基準令和3年宮崎県告示308号 住商（A）

別表8 騒音（自主モニタリング）

項目	基準値※	測定頻度
昼（6～22時）	75db以下	年1回
夜（22～6時）	70db以下	

※自動車騒音の要請限度平成12年総理府令第15号 b（2車線以上）

別表9 振動（自主モニタリング）

項目	基準値※	測定頻度
昼（8～19時）	70db以下	年1回
夜（19～8時）	65db以下	

※道路交通振動の要請限度 2種